



平成 24 年 5 月 1 日

各 位

会社名 株式会社 名古屋銀行  
代表者名 取締役頭取 築瀬 悠紀夫  
(コード番号 8522 東証・名証第一部)  
問合せ先 総合企画部長 杉田 尚人  
(Tel 052-951-5911)

### 確定拠出年金制度移行に伴う平成 25 年 3 月期第 1 四半期の特別利益発生について

当行は、下記のとおり特別利益を計上することになりましたのでお知らせいたします。

#### 記

(特別利益の内容)

当行は、平成 24 年 4 月 2 日に退職給付制度の改定を行い、退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行するとともに、退職一時金の 50 才以上 55 才未満の早期退職制度の廃止と、企業年金基金の給付利率の 4.5%から 2.5%への引き下げ、終身部分の年金金額を半額とする改定を実施しました。

当該改定に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第 1 号)を適用し、本移行に伴う退職給付債務の減少による特別利益 2,255 百万円を、平成 25 年 3 月期第 1 四半期に計上いたします。

また、退職一時金制度及び企業年金基金制度の改定に伴い発生する過去勤務債務△1,883 百万円(債務の減額)については、平成 24 年会計年度から従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13 年)による定額法により按分した額を、費用処理(費用の減額)することとしています。

以 上